平成２５年（フ）第２１９号
群馬県伊勢崎市上諏訪町2115番地16　ハイムシマダ101
破産者　菊池　聖一
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１７８号
埼玉県熊谷市船木台２丁目１番地12
破産者　小松　光吉
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１７６号
埼玉県行田市棚田町３丁目７番地42
破産者　小林美智子
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３６５号
横浜市中区本郷町３丁目265番地１　ペニーローヤル102号室
破産者　白畑　　勉
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５０３号
横浜市磯子区森１丁目９番７号　ダイアパレス　アピエ磯子203号
破産者　河合　孝充
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５３８号
神奈川県藤沢市鵠沼神明４丁目11番16―101号
破産者　福島　英樹
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２８号
福井県敦賀市和久野８号２番地
破産者　谷口　眞澄
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２４年（フ）第７３９号
静岡市葵区御幸町３番地の21　マークス・ザ・タワー静岡2003号、旧住所静岡市葵区安倍口新田１番地の10
破産者　伏見　裕明
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５８０号
京都府宇治市広野町中島33番地の２　コージースクエア・広野305号
破産者　岡田　博一
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７９３号
京都府木津川市木津清水87レオパレス108、開始決定時の住所京都府城陽市久世里ノ西153番地の109
破産者　小坂　　勉
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８４４号
京都府木津川市山城町綺田浜18番地
破産者　木村　一幸
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４５号
和歌山県紀の川市貴志川町神戸589番地　ＨＡＵＳ　ＣＯＵＤ　Ａ―103、開始決定時の住所鹿児島県南さつま市坊津町坊9321ー25　ダイビングサービス坊津内、住民票上の住所和歌山県岩出市中黒441番地の11
破産者　鎌田　　守
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１１１号
高知県香南市赤岡町184番地40
破産者　松本　雅代
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２４０号
高知市福井扇町11番18号
破産者　松林真郁子
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３３９号
北九州市小倉南区下城野１丁目12番３号、開始決定時の住所北九州市小倉南区志井６丁目４番30号
破産者　吉田　一成
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７６号
大分県豊後高田市臼野2284番地１
破産者　伊藤　　豊
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第３６号
大分県日田市大字西有田477番地
破産者　森山　和夫
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２５年（フ）第６５号
宮崎市佐土原町下田島20154番地１　みなとＡＰ佐土原201号、前住所宮崎市佐土原町上田島1812番地　湯田コーポ201号
破産者　坂本理津子（旧姓関屋）
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２７号
長崎県南島原市深江町丙401番地６
破産者　薄田　　登
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係